

議案第 15 号

北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

北本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。